

# 第4期

## 壮瞥町障がい者計画

令和4年3月

北海道 壮瞥町







# 目 次

## 第1編 総 論

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の概要             | 1  |
| 1   | 計画策定の趣旨             |    |
| 2   | 計画の性格・位置付け          |    |
| 3   | 計画期間                |    |
| 4   | 計画策定の体制と方法          |    |
| 5   | 計画管理等の体制としくみ        |    |
| 第2章 | 障がい者を取り巻く現状         | 7  |
| 1   | 障がい者の現状             |    |
| 2   | アンケート調査結果からの実態と意向   |    |
| 3   | 障がい者関連団体等の現状        |    |
| 第3章 | 障がい者施策の考え方          | 12 |
| 1   | 障がい者施策のビジョン         |    |
| 2   | 基本的方針               |    |
| 3   | ビジョン実現に向けた施策・サービス体系 |    |

## 第2編 障がい者計画

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 第1章 | 地域生活を支える福祉サービスの充実 | 16 |
| 第2章 | 保健・医療体制の確保・充実     | 17 |
| 第3章 | 個性と可能性を伸ばす教育・療育   | 18 |
| 第4章 | 自立と社会参加を促す就労支援    | 20 |
| 第5章 | 自己実現活動への支援        | 21 |
| 第6章 | 福祉意識の啓発と交流        | 23 |
| 第7章 | 安心して暮らせる福祉環境づくり   | 25 |
| 第8章 | 地域福祉ネットワークの形成     | 28 |

## 資料編

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 計画策定の経緯          | 32 |
| 2 | 壮瞥町障がい者地域自立支援協議会 | 33 |
| 3 | アンケート調査結果        | 34 |



# 第1編 総論



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、我が国における障がい施策に関する主な法整備としては、平成23年8月に「障害者基本法」の改正があり、共生社会の実現を目指すとともに、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

平成24年10月には「障がい者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、平成25年4月には「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、差別の解消を推進しすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりが進められています。

本町では、「壮瞥町まちづくり総合計画」の基本構想の位置付けに基づき、障がいのある人の福祉の向上を目標として、障害者基本法に基づく「第3期壮瞥町障がい者計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）及び障害者総合支援法に基づく「第6期壮瞥町障がい福祉計画」並びに児童福祉法に基づく「第2期壮瞥町障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、障がいのある人の地域での生活を支援する施策を展開してきました。

障がい者施策をめぐる近年の動向を踏まえつつ、実情に合わせた施策や障がい福祉サービスの提供に努めてきましたが、今後も「第3期壮瞥町障がい者計画」の理念を引き継ぎ、障がいのある人がよりいきいきと笑顔あふれる暮らしがおくれるよう、「第4期壮瞥町障がい者計画」を策定することとしました。

### ※本計画における「障がい」の表記について

「障がい」と「障害」の表記については、障害の「害」という漢字の印象の悪さから、「障がい」と表す自治体などが増加しています。北海道においても、平成18年からひらがなで表記する取り組みを試行的に実施していますので、この計画でもこれにならい、「障がい」と表記しています。

ただし、法令等に基づくもの、固有名詞や用語としては、「障害」という表記を使用します。

## 2 計画の性格と位置付け

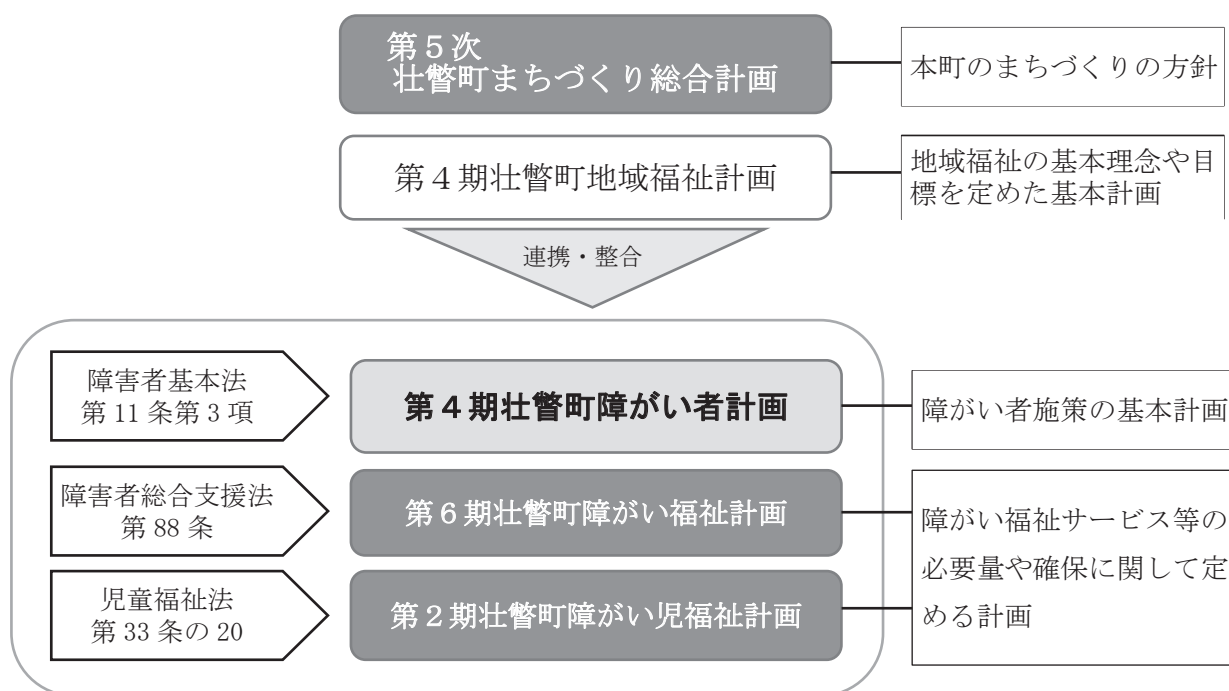
### (1) 「障がい者計画」と「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」に、「障がい児福祉計画」は「児童福祉法」に基づく市町村計画で、それぞれの法律で定める障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障がい者計画」は、本町における障がい者関連個別計画の最上位計画として位置付ける計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定します。

#### 【他計画との関係】



## (2) 「障がい者」の定義について

本計画における障がい者の定義については、原則として障害者基本法における「障害者」の定義のとおりとなります。

| 障害者基本法    |                                                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条       | この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                                                               |
| (1) 障害者   | 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。 |
| (2) 社会的障壁 | 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。                                            |

但し、障がい者数を扱う場合等、定量的なデータ把握・推計が必要な場合にあつては、原則として各障がい者手帳所持者を当該各障がい者として扱っています。

### 定量的な把握が必要な場合における各障がい者の定義

| 定 義    |                 |
|--------|-----------------|
| 身体障がい者 | 身体障害者手帳の所持者     |
| 知的障がい者 | 療育手帳の所持者        |
| 精神障がい者 | 精神障害者保健福祉手帳の所持者 |

## 3 計画期間

「障がい者計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を令和4年度から令和8年度の5年間とします。

|          | 平成    |       | 令和 |    |       |       |    |      |    |    |
|----------|-------|-------|----|----|-------|-------|----|------|----|----|
|          | 29年   | 30年   | 元年 | 2年 | 3年    | 4年    | 5年 | 6年   | 7年 | 8年 |
| 障がい者計画   | 第3期計画 |       |    |    |       | 第4期計画 |    |      |    |    |
| 障がい福祉計画  | 第4期計画 | 第5期計画 |    |    | 第6期計画 |       |    | 次期計画 |    |    |
| 障がい児福祉計画 |       | 第1期計画 |    |    | 第2期計画 |       |    | 次期計画 |    |    |

## 4 計画策定の体制と方法

### (1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、対象の方々の意見を反映するためにいくつかの手法を用いました。

#### ① 壮瞥町障がい者地域自立支援協議会での協議

障がい者当事者団体並びに障がい者福祉に関連する事業者、相談支援事業所、町内医療機関等で構成される壮瞥町障がい者地域自立支援協議会において、協議を行いました。

#### ② アンケート調査の実施

本町にお住まいの障がいのある人の実態やニーズを把握し、これらの諸データを含めた地域状況を踏まえ、本計画を策定しました。

### (2) 計画策定の方法

#### ① アンケート調査の実施

障がいのある人などを対象に、住まいや仕事、地域社会へのニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料として実施しました。

実施期間：令和3年8月1日～8月31日

#### ② パブリックコメントの実施

広く町民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間：令和4年2月1日～2月22日

## 5 計画管理等の体制としくみ

### (1) 「壮瞥町障がい者地域自立支援協議会」による計画管理

壮瞥町では障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会として「壮瞥町障がい者地域自立支援協議会」を設置し、障がい者福祉施策の計画的推進及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っています。

この計画は、壮瞥町障がい者地域自立支援協議会により、計画の進捗状況の確認・分析及び評価等を行います。

#### [所掌事務]

- ◇障がい者福祉施策に係る計画策定に関する協議
- ◇障がい者福祉サービス提供体制に関する協議、調整
- ◇相談支援事業者の運営評価等
- ◇困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ◇地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ◇地域の社会資源の開発、改善
- ◇市町村相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ◇障がい者計画等の策定及び実施状況の確認等
- ◇その他地域の障がい者福祉施策を推進するために必要な事項

### (2) 国・道及び近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国及び北海道の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

また、事業者や障がい団体、ボランティア団体の多くが広域的な支援体制を構築していることから、福祉サービスの基盤整備、相談支援等、広域的な対応が望まれる施策にあっては、胆振圏域を基本とした、近隣市町との広域的な連携・協力のもと実施していきます。

### (3) 関係機関における連携

障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など様々な分野が連携していきます。そのため、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

#### **(4) 共助による地域支援の推進**

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等による支援や協力が重要です。障がい者一人ひとりのニーズにあったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めながら、行政・当事者団体・ボランティア団体・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら施策を推進していきます。

#### **(5) 計画の分析・評価（PDCA サイクルの実施）**

壮瞥町障がい者地域自立支援協議会は、計画の各段階において、施策の進捗状況及びその実効性の確認並びに分析・評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更その他の必要な措置をとります。

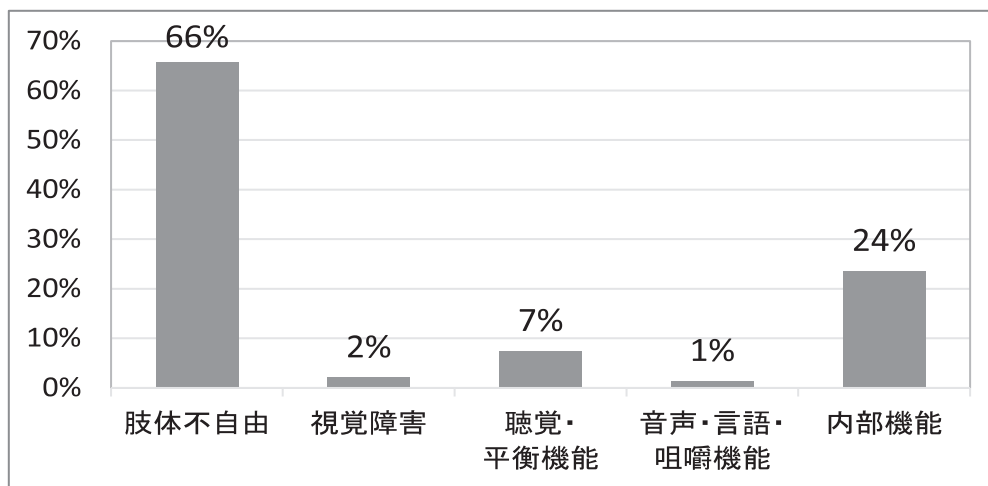
## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1 障がい者の現状

本町に住民票があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方は201人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が149人、知的障がい者が26人、精神障がい者が26人となっています（令和3年7月末日現在）。

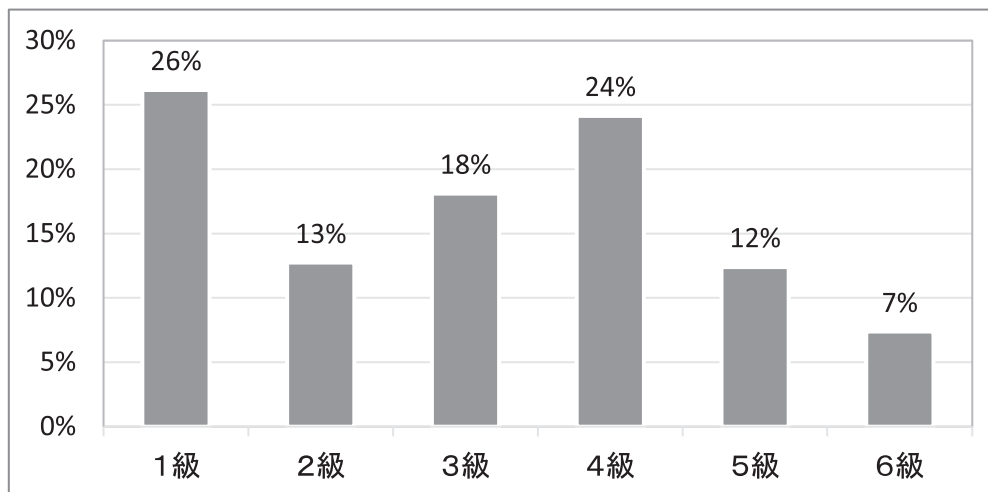
#### （1）身体障害者手帳所持者数

| 区分   | 肢体不自由 | 視覚障害 | 聴覚・<br>平衡機能 | 音声・言語・<br>咀嚼機能 | 内部機能 | 合計   |
|------|-------|------|-------------|----------------|------|------|
| 所持者数 | 98    | 3    | 11          | 2              | 35   | 149  |
| 割合   | 66%   | 2%   | 7%          | 1%             | 24%  | 100% |

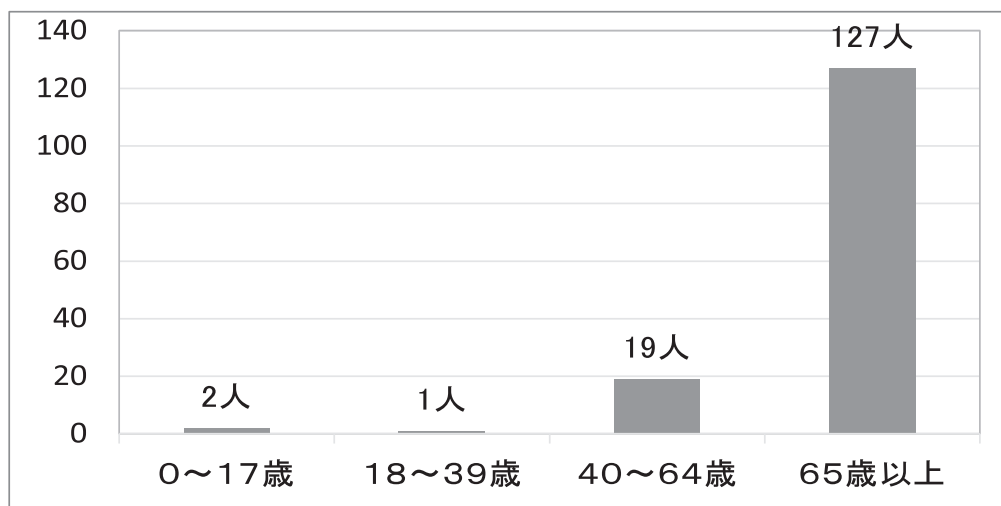


#### （1）－2 身体障害者手帳の級別所持者数

| 区分   | 1級  | 2級  | 3級  | 4級  | 5級  | 6級 | 合計   |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 所持者数 | 39  | 19  | 27  | 36  | 17  | 11 | 149  |
| 割合   | 26% | 13% | 18% | 24% | 12% | 7% | 100% |



### (1) - 3 身体障害者手帳所持者の年齢構成



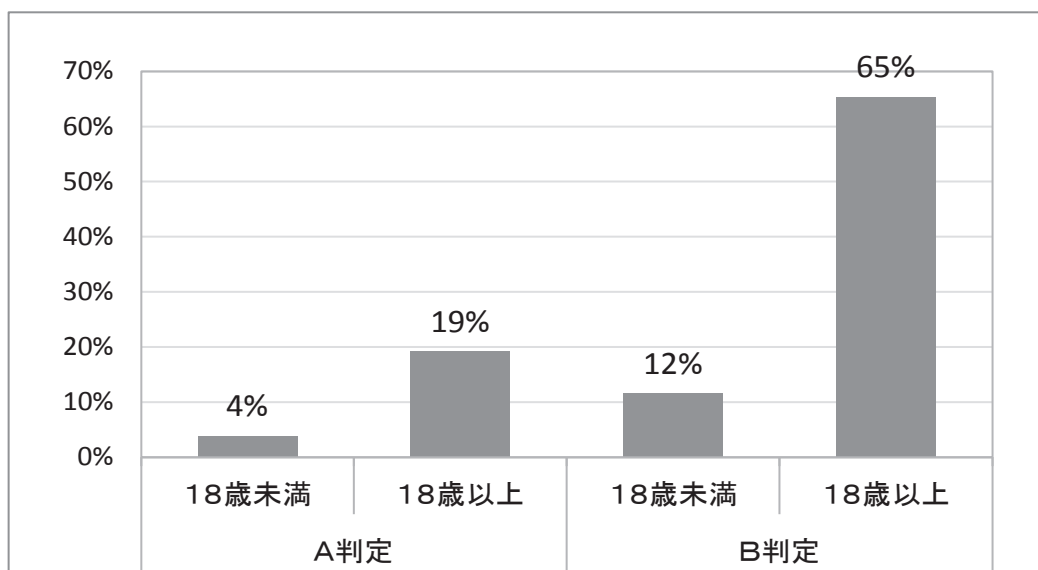
身体障がい者手帳をお持ちの方は、種別で見ると肢体不自由が98人で最も多く、全体の66%となっています。

等級別に見ると4級の手帳をお持ちの方が36人で24%、1級の手帳をお持ちの方が39人で26%となっています。

年齢別に見ると、149人の内65歳以上の方が127人と、全体の85%となっています。

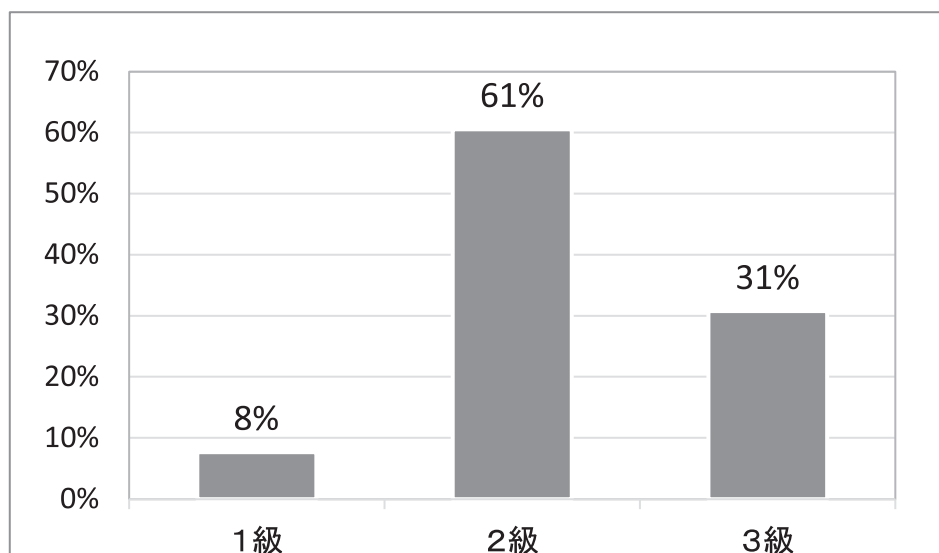
### (2) 療育手帳所持者数

| 区分   | A判定   |       | B判定   |       | 合計   |
|------|-------|-------|-------|-------|------|
|      | 18歳未満 | 18歳以上 | 18歳未満 | 18歳以上 |      |
| 所持者数 | 1     | 5     | 3     | 17    | 26   |
| 割合   | 4%    | 19%   | 12%   | 65%   | 100% |



### (3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

| 区分   | 1級 | 2級  | 3級  | 合計   |
|------|----|-----|-----|------|
| 所持者数 | 2  | 16  | 8   | 26   |
| 割合   | 8% | 61% | 31% | 100% |



療育手帳交付者は、全体 26 人の内、18 歳以上の B 判定を受けた方が最も多く、全体の 65% となっています。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、2 級の手帳をお持ちの方が全体の 61% となっています。

## 2 アンケート調査結果からの実態と意向

障がい者の実態と意向について調査を行うため、「壮瞥町障がい者アンケート調査」を実施しました。（アンケート調査結果の詳細は資料編に掲載）

調査結果から見える実態と意向を次のように整理しました。

### ■第3期壮瞥町障がい者計画アンケート調査との比較

前回のアンケート調査の回答と比べて大きくニーズは変わっていないものの、災害に対する不安を感じると回答する方が増えています。近年は、全国的にも災害が増えており、火山を有する町ということも要因として考えられます。

### ■生活に関する不安

相談したいことで一番多かったのが、生活費などのお金のことで、仕事でも賃金の安さを挙げている方が多い結果となりました。壮瞥町でも高齢者の割合が高く、アンケート結果でも仕事をしていない方が大半を占め、生活費の不安を感じている方が多くいる中で、住宅改修の補助を求める声につながっているものと考えます。

### ■障がいに対する理解

アンケート調査で仕事についての回答を見ると、不平等を感じている割合は低いものの、職場の理解を求める回答が多くなっています。自由記述でも心ない言葉に傷つく意見もあり、何気ない一言でも障がいのある人にとってはつらい言葉になることもあります。このようなことから障がいに対する理解を深めるための啓発などが重要と考えます。

### ■移動支援について

壮瞥町では、コミュニティタクシーを運行し、町外へも通院の場合は運行しています。コミュニティタクシーへの意見は、自由記述で多く見られ、期待の高さを感じますが、より便利に使えるよう、用途や範囲の拡大を求める声も多い結果となりました。

#### 【寄せられたご意見】

- ・100円タクシーをもっと使いやすくして欲しい。例えば時間の制限を余裕あるように。
  - ・コミュニティタクシーを買い物にも使えるようにしてほしい。
- などのご意見が寄せられています。

### 3 障がい者関連団体等の現状

#### (1) 障がい者関連団体

町内の主な障がい者関連団体は、次のとおりです。

| 名 称                 | 主 な 活 動                                                              |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 胆振身体障害者福祉協会<br>壮瞥支部 | 目的：身体障がい者の自立更正及び身体障害者福祉法の増進<br>活動：北海道及び胆振管内障がい者スポーツ大会への参加協力や各種研修への参加 |

#### (2) 障がい者関連施設

町内の主な障がい者関連施設は、次のとおりです。

##### 訓練・日中活動系施設

| 事業種別       | 事業所名        | 定員 | 設置者                |
|------------|-------------|----|--------------------|
| 就労継続支援A型   | NPO法人さらら壮瞥  | 20 | NPO法人さらら壮瞥         |
|            | 合同会社自然農業社   | 20 | 合同会社自然農業社          |
| 就労継続支援B型   | 合同会社農場たつかーむ | 20 | 合同会社農場たつかーむ        |
|            | ふれんず        | 20 | NPO法人ふれんず          |
|            | そよかぜ        | 20 |                    |
| 自立生活援助     | 相談室フロイデ     | —  | NPO法人サポートセンターたつかーむ |
| 地域活動支援センター | ノンノ         | 10 | 壮瞥町                |

##### 居住系施設

| 事業種別                | 事業所名       | 定員 | 設置者                |
|---------------------|------------|----|--------------------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | ホーム たつか    | 8  | NPO法人サポートセンターたつかーむ |
|                     | ホーム たきの    | 2  |                    |
|                     | ホーム みやまえ   | 6  |                    |
|                     | サテライト型     | 2  |                    |
| 共生型住宅               | ふれあいハウスさらら | 9  | NPO法人さらら壮瞥         |

##### 相談支援事業

| 事業種別                                                  | 事業所名    | 設置者                |
|-------------------------------------------------------|---------|--------------------|
| 指定特定相談支援<br>指定障害児相談支援<br>指定一般相談支援<br>地域移行支援<br>地域定着支援 | 相談室フロイデ | NPO法人サポートセンターたつかーむ |

## 第3章 障がい者施策の考え方

### 1 障がい者施策のビジョン

#### (1) 基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指すために、「第1期壮瞥町障がい者計画」から「第3期壮瞥町障がい者計画」の将来ビジョン「障がい者と共に生きるまちづくり」を継承し、「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」の3つの基本方針に基づき、障がい者施策の一層の促進を図ります。

#### (2) 将来ビジョン

#### 基本方針

- 地域生活の支援体制の充実
- 自立と社会参加の促進
- バリアフリー社会の実現

#### 将来ビジョン

**障がい者と共に  
生きるまちづくり**

## 2 基本方針

### (1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、人生のどの段階でも必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で生活できるよう、相談支援や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制の整備を図ります。

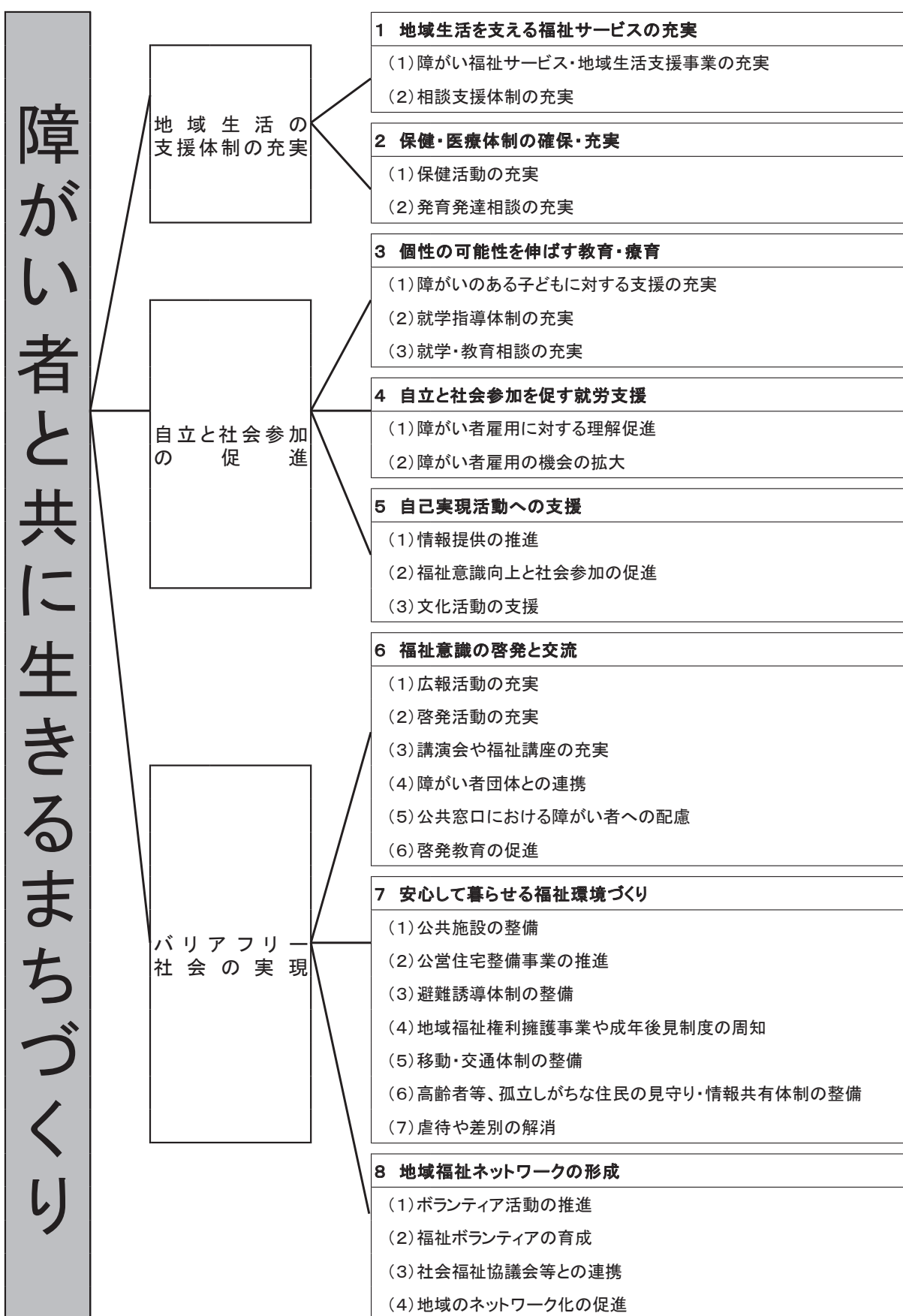
### (2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援、文化・サークル活動など、社会参加の取り組みの促進を図ります。

### (3) バリアフリー社会の実現

地域に住むすべての人が住みやすく、暮らしやすい社会を築くために、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、公共施設におけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、情報利用やコミュニケーションのバリアフリー化の取り組みに努め、すべての住民が地域福祉などのまちづくりに主体的に取り組むことができるような、協働のまちづくりを目指します。

### 3 ビジョン実現に向けた施策・サービス体系



## 第2編 障がい者計画

# 第1章 地域生活を支える福祉サービスの充実

## 施策展開の考え方

障がいに関する福祉問題は複雑多様化しているのが現状であり、障がいのある人が地域の中でいきいきと暮していくためには、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。

また、地域での生活を希望する施設入所者や精神病院入院者等に対する、地域移行の支援や受入れ体制の確保が求められています。

これまでも、在宅生活を支える基盤の整備に努めてきましたが、障がいのある人の地域生活を支える多様なサービスニーズに対応できる支援体制の整備が必要です。

## 施策の展開

### (1) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

#### 【第3期実施状況】

障害者自立支援法、障害者総合支援法等の関係法令を踏まえながら、障がい福祉サービス、地域生活支援事業の給付を実施しました。

#### 【第4期実施方針】

引き続き障害者総合支援法等を踏まえ、地域で生活する障がいのある人たちのニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

〔住民福祉課〕

### (2) 相談支援体制の充実

#### 【第3期実施状況】

障がいのある人のライフステージに対応した、必要なサービスが適切に提供されるよう、引き続き相談支援事業を実施し、保健、医療、福祉、その他地域の機関が連携して支援する体制の充実に努めました。

また、障がいに関する相談窓口として、相談支援事業を委託している相談室フロイデの周知を実施しました。

#### 【第4期実施方針】

引き続き、障がい者個々の心身状況に対応した、必要なサービスが適切に提供されるよう、相談支援事業を実施し、保健、医療、福祉、その他地域の機関が連携して支援する体制の充実を図ります。

また、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に努めます。

〔住民福祉課〕

## 第2章 保健・医療体制の確保・充実

### 施策展開の考え方

これまでも健康づくり事業については、乳幼児期の発育や発達に心配のある方を早期に気づくため、乳幼児健診や家庭訪問などを実施し対応してきました。

上記については、これからも引き続き実施し、また、近年子育てに自信を持ってない家庭が増加していることなどから、家族や地域を巻き込んで子育てをする環境づくりが必要です。

### 施策の展開

#### (1) 保健活動の充実

##### 【第3期実施状況】

妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応し、切れ目のない支援を行うため、令和3年3月16日に子育て世代包括支援センターを設置しました。母子健康手帳交付時に今後の出産や育児などに不安や心配のある方については、支援プランを作成し、関係機関と連携しながら訪問や来所、電話にてプランに沿った相談支援を行っています。

また、乳幼児健診において成長発達に心配がみられた子及び未受診の子については、保育所や専門機関と協力・連携を図りながら、発達の確認・支援を行っています。

成人期以降については、本人が地域の一員として、在宅生活や社会生活を送れるよう見守る中で、必要に応じて病院・福祉施設などの関係機関と連携を図り、支援を行っています。

##### 【第4期実施方針】

子育て世代包括支援センターにおける相談対応をはじめ、乳幼児の発育や発達上の心配を早期に発見し、家族の気持ちに寄り添いながら、適切な支援へと結びつくように専門機関と連携を図り、保健師や管理栄養士が対応していきます。

また、障がいのある人が在宅生活を継続していけるよう、本人やその家族に対して、医療・福祉と連携しながら保健指導や支援を行います。

〔住民福祉課〕

#### (2) 発育発達相談の充実

##### 【第3期実施状況】

乳幼児健診や保育所、学校などで、育児・発達に心配のある児童について、児童相談所の巡回児童相談を利用できる体制を整えています。

また、乳幼児期の発育・発達に心配のある児童を早期に発見し、適切な支援へと繋げるため、子ども発達支援事業を活用して、言語聴覚士や作業療法士、発達支援員による保育所訪問を実施しています。また、太陽の園の発達検査などを受診している児童については、保健師が出来る限り同伴訪問を行い、本人および家族の支援や関係機関との連携を図っています。

##### 【第4期実施方針】

引き続き、関係機関との連携を強化し、体制の確保や充実を図ります。

〔住民福祉課〕

## 第3章 個性と可能性を伸ばす教育・療育

### 施策展開の考え方

これまで「障がい児保育実施要綱」の制定、保育士の研修などを実施し、受入体制の整備を図ってきました。

発達の遅れや障がいのある子どもたちが同一の場で遊びや生活をともにできるような環境の充実は、障がいに対する理解促進や子どもの心身の発達促進ばかりではなく、一人ひとりの主体性と自立性を促す上で今後一層重要になってくるものと考えられます。

### 施策の展開

#### (1) 障がいのある子どもに対する支援の充実

##### 【第3期実施状況】

乳幼児健診や育児サークルなどにおいて、発達障がいの心配があると思われる児童に対し、太陽の園などの医療機関との連携により、子どもたちの特性を確認したうえで、作業療法士や言語聴覚士、心理士等の専門機関の指導助言等を活かし、子どもの特性に応じた支援をしています。

また、保育所訪問により、集団活動の中での子どもたちの様子を確認したうえで、集団の中での関わり方や友達との関わり方についても必要な助言や指導を行っています。

また、保育士は、保健師等の関係職と連携して障がい児に関する研修等に参加するなど、能力向上、指導内容の充実に努めています。

##### 【第4期実施方針】

障がいのある児童の保育にあたっては、望ましい発達を図るため、引き続き、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を尊重する保育の充実を図ることにより、障がいに対する理解を促進するとともに、障がい児に関する研修等に保育士や保健師が参加し、さらなる能力向上と、指導内容の充実に努めるなど、特性に応じた指導や支援の充実に努めます。

〔住民福祉課〕

## **(2) 就学指導体制の充実**

### **【第3期実施状況】**

教育委員会では、就学指導体制の充実を図るため、特別支援教育連携協議会を設置し、支援が必要な児童生徒に対し、一人ひとりの特性に応じた教育措置や指導方法等を検討しています。

教育委員会が設置する教育支援委員会が、上記協議会の意見を元に、子どもたちの特性に応じた教育措置を検討しています。

### **【第4期実施方針】**

適切な就学指導を行うため、引き続き就学指導体制の充実を図っていきます。

〔教育委員会〕

## **(3) 就学・教育相談の充実**

### **【第3期実施状況】**

教育委員会では、保護者からの依頼を受け、関係機関と連携を図り、就学・教育相談を実施しています。

### **【第4期実施方針】**

引き続き保護者への適切な指導助言に努め、就学・教育相談の充実を図ります。

〔教育委員会〕

## 第4章 自立と社会参加を促す就労支援

### 施策展開の考え方

障がいのある人の就労の推進は、自立した生活の基盤になるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がいのある人がその能力や適性に応じた多様な働き方が可能となるよう、地域全体で応援する体制づくりが求められています。

これまでも個々のケースについては、雇用に対する理解促進を図るため関係機関と連携してきましたが、今後も町内事業所を始め、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人の就労支援を推進していきます。

### 施策の展開

#### (1) 障がい者雇用に対する理解促進

##### 【第3期実施状況】

これまで具体的な事業は実施していません。

##### 【第4期実施方針】

公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関や関係部署と連携を図り、各種障がい者雇用支援制度の周知や啓発に努めます。

〔住民福祉課〕

#### (2) 障がい者雇用の機会の拡大

##### 【第3期実施状況】

町内就労支援事業所、地域活動支援センター、相談室フロイデ等と連携し、福祉的就労の利用を促進してきました。

また、「壮瞥町障がい者等就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労支援施設等からの物品の購入や役務の提供等の機会を設けました。

##### 【第4期実施方針】

今後も関係機関と連携し、就労希望者を雇用につなげる取り組みを推進します。

また、引き続き、障がい者就労支援施設等からの物品の購入や役務の提供の機会の推進を図ります。

〔住民福祉課〕

## 第5章 自己実現活動への支援

### 施策展開の考え方

これまでも生涯学習においては情報提供の実施、各ボランティア事業等においては、福祉意識の向上に努めてきました。また、地域活動支援センターノンノでは、生産活動や余暇活動の場を提供してきました。

学習・文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながり生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

今後も社会福祉協議会や地域活動支援センターなどの関係機関との連携・調整を進めながら、住民の福祉意識の向上を図り、障がいのある人が積極的に社会参加できる環境づくりに努めていきます。

### 施策の展開

#### (1) 情報提供の推進

##### 【第3期実施状況】

これまでは、障がいのある人に特化した情報の提供は行っていませんが、全町民に対し生涯学習の情報提供を広報にて行っています。

##### 【第4期実施方針】

生涯学習情報の積極的な提供が可能になるよう、様々な情報の提供方法を検討していきます。

〔教育委員会〕

#### (2) 福祉意識向上と社会参加の促進

##### 【第3期実施状況】

「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」などを実施し、ボランティア活動の機会を提供するとともに、社会活動への参加の機会を増やすよう努めています。

##### 【第4期実施方針】

社会福祉協議会等の関係機関との連携・調整を進めながら、住民の福祉意識の向上を図り、障がいのある人が積極的に社会参加できるような環境づくりを推進します。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

#### (3) 文化活動の支援

##### 【第3期実施状況】

社会福祉協議会に事務局のある身体障害者福祉協会壮瞥支部では、毎年、胆振管内のスポーツ大会や研修会への参加、支部の視察研修を実施しています。

また、地域活動支援センターノンノにおいて、裂織りや密ろうの製作などの生産活動や造形教室などの芸術活動の機会を提供しています。

##### 【第4期実施方針】

身体障害者福祉協会や地域活動支援センターの情報を広く周知し、文化活動参加者の増加を目指します。

また、引き続き障がいのある人や障がい者団体の自主的、主体的な文化活動の支援の方法について検討するとともに、活動や発表機会の充実に努めます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

## 第6章 福祉意識の啓発と交流

### 施策展開の考え方

これまで町広報紙や社会福祉協議会発行の情報誌等において啓発活動、交流活動等の促進を通じて障がいのある人への理解促進に努めてきました。

これからの福祉には地域全体で支え合うことがますます重要になってきています。そのためには、住民の障がい者福祉への関心と理解を一層深められるよう、今後も広報啓発活動を充実させていくことが必要です。

また、障がいのある人もない人も互いに理解し合い、交流できる機会を拡充するとともに障がいのある人が地域の様々な交流の場に参加しやすい環境づくりが求められています。

### 施策の展開

#### (1) 広報活動の充実

##### 【第3期実施状況】

町のホームページにおいて第3期壮瞥町障がい者計画や、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画、障がい福祉に関する各種制度の情報を掲載しています。また、障がいを理由とする差別の解消について、住民への理解と関心を深めるため、パンフレットを全戸配布しました。

##### 【第4期実施方針】

町広報誌や町ホームページなどのメディアを活用しながら、住民への情報提供を充実し、障がいに関する理解を深める啓発活動を行います。

町のホームページも、障がい関連の情報コンテンツの充実を図っていきます。  
〔住民福祉課〕

#### (2) 啓発活動の充実

##### 【第3期実施状況】

平成30年度には、障害者総合支援法に基づく「壮瞥町理解促進研修・啓発事業」として、胆振圏域障がい者総合相談支援センターるびなす小林センター長を講師にお招きし、「すべての人が包み込まれる共生社会を目指して ～人権・地域・普通の暮らし～」を主題とする講演会を開催しました。

また、児童福祉啓発事業として、児童を対象に車いすの操作と高齢者の疑似体験の機会を提供する事業を実施しました。

##### 【第4期実施方針】

引き続き、次に掲げるテーマを中心とした啓発活動を、町広報誌や町ホームページを活用し、各関係団体と連携して実施していきます。

- 共生社会（障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会）の理念の普及
- 障がいに対する住民理解の促進
- 住民一人ひとりが日常生活等の中で自ら実施できる合理的配慮や工夫の周知

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

### **(3) 講演会や福祉講座の充実**

#### **【第3期実施状況】**

児童生徒の福祉に対する意識の向上を図るため、町内の小学校で講演会や体験学習会を開催し、福祉について学ぶ機会を提供しました。

また「壮瞥町理解促進・啓発事業」として講演会を実施しました。

#### **【第4期実施方針】**

手話や点字の普及等、障がいのある人への理解を深める取り組みを促進するとともに、障がい者福祉に関わる各種講演会等を開催します。

内容についてもニーズにあった内容にできるよう検討していきます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

### **(4) 障がい者団体との連携**

#### **【第3期実施状況】**

身体障害者福祉協会壮瞥支部、NPO 法人サポートセンターたつか一む、NPO 法人さらら壮瞥、NPO 法人ふれんず、合同会社自然農業社といった町内の関連団体と情報交換を行い、障がいのある人の支援を実施しています。

#### **【第4期実施方針】**

各団体・事業所の会議など、会員や利用者の方々が集まる機会を活用し、情報交換や意見交換を行うなど障がい者団体との連携強化を促進します。

〔住民福祉課〕

### **(5) 公共窓口における障がい者への配慮**

#### **【第3期実施状況】**

プライバシーに関わる事案は相談室を使用するなど、来庁された方への配慮を心がけています。

#### **【第4期実施方針】**

役場や社会福祉協議会の相談窓口での障がいのある方への対応について、わかりやすい言葉遣いや相談の際の個室の利用など、障害のある人への必要な配慮を心がけ、相談しやすい対応や環境づくりの取り組みを推進します。

〔全部署〕

### **(6) 啓発教育の促進**

#### **【第3期実施状況】**

各学校とも主に総合学習の時間に啓発教育を実施しています。

また、「思いやりの心」を大切に児童、生徒の育成に取り組んでいます。

#### **【第4期実施方針】**

小・中学校の様々な活動において、障がい者福祉に関わる体験や実践を取り入れるなど活動内容の充実を図るとともに、道徳や総合学習の時間を活用し、思いやりと福祉の心を育てるための啓発教育を推進します。

〔教育委員会・各学校〕

## 第7章 安心して暮らせる福祉環境づくり

### 施策展開の考え方

公共施設等については、障がい者用トイレの設置やスロープなどによる段差の解消などを進めていますが、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためには、まだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後もより適切な方法でバリアフリー化を推進していく必要があります。

公営住宅においても新築住宅は、スロープや手すり等の設置など対応をしていますが、既存の住宅には対応されていないのが現状です。

また、障がいのある人や介護者が高齢化していく中、災害時における安全を確保するための防災体制の確立が求められています。

障がいのある人の権利擁護については、制度的には地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度などがありますが、こうした制度に関する周知・利用の状況はまだ十分ではありません。障がいのある人の地域生活に向け、今後はさらにこれら制度に関する普及・充実に努めることが求められています。

### 施策の展開

#### （１）公共施設の整備

##### 【第3期実施状況】

バリアフリーに配慮した整備の推進という観点から、役場庁舎、壮瞥町地域交流センター山美湖、そうべつ情報館 i に手すり、多目的トイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、床の段差の解消に努めております。ただ、既存の施設には未整備が多いため解消が課題です。

##### 【第4期実施方針】

公共施設（温泉施設を含む）について、障がいのある人や高齢者も含めて、誰もが安全に利用できるよう、スロープや手すり、視覚障がい者誘導用ブロック、多目的トイレの設置など、バリアフリーに配慮した整備に努めます。

〔各施設所管課〕

#### （２）公営住宅整備事業の推進

##### 【第3期実施状況】

新築公営住宅において、共用部ではスロープ、手すりを設置し、住戸内では段差を設けず、出入口は引き戸とし、車いすでも移動できる開口幅の確保や浴室・トイレなどへの手すりの設置等、北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針に基づいた整備を行っています。

ただ、建設年数の古い住宅はほとんど対応出来ていないのが現状です。

##### 【第4期実施方針】

公営住宅の整備に際しては、子どもから高齢者・障がいのある人まで誰もが安心して生活できるように段差解消や手すりの設置などはもとより、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めます。

また、既存の公営住宅においても手すりなどの設置等、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を検討します。

〔建設課〕

### **(3) 避難誘導体制の整備**

#### **【第3期実施状況】**

災害時に支援が必要な方を把握するために、防災担当課と福祉担当課において、避難行動要支援者の情報を共有しています。

また、防災行政無線が聞き取りやすいようデジタル化を図り、全戸に受信機を配布しました。

#### **【第4期実施方針】**

災害時に備え、地域における障がいのある人などの避難行動要支援者の支援体制等の構築を図るため、個人情報取り扱い等に配慮しつつ、災害時に支援が必要な人の状況等を事前に把握するため避難行動要支援者台帳の整備や町内福祉事業所と連携した防災訓練の実施等、避難誘導体制の整備に努めます。

また、避難所生活に特別な配慮が必要な人のための福祉避難所の整備を推進します。

〔総務課・住民福祉課〕

### **(4) 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の周知**

#### **【第3期実施状況】**

平成28年度から室蘭成年後見支援センターに事業委託を行い、成年後見制度に関する定期巡回相談や出前講座を実施しています。

また、町内就労支援事業所等と連携し、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用を支援しています。

#### **【第4期実施方針】**

室蘭成年後見センターや社会福祉協議会と連携し、判断能力の低下等により権利を侵害されやすい障がいのある人や高齢者のために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助を行う地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の周知及び利用支援を図ります。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

### **(5) 移動・交通体制の整備**

#### **【第3期実施状況】**

平成25年10月から予約運行型乗合タクシー「壮瞥町コミュニティタクシー」の運行を開始し、多くの方から利用されました。

#### **【第4期実施方針】**

引き続き「壮瞥町コミュニティタクシー」を運行するとともに、事業の周知を図ります。

〔企画財政課・住民福祉課〕

## **(6) 高齢者等、孤立しがちな住民の見守り・情報共有体制の整備**

### **【第3期実施状況】**

相談支援事業所がサービスを提供する「地域定着支援」を活用し、独居生活に不安のある障がいのある人に緊急時の相談体制を提供し、見守り活動を実施しています。

### **【第4期実施方針】**

今後も役場と相談支援事業所、社会福祉協議会、民生委員、自治会等が連携してひとり暮らしなどで外出の少ない、孤立しがちな方々の見守りや情報共有の体制整備を図ります。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

## **(7) 虐待や差別の解消（新規）**

### **【第4期実施方針】**

障がい者に対する虐待の防止や早期発見など、適切な支援を行うよう関係機関との連携を図り、障がいを理由とする差別の解消について、理解と関心を深めるため周知・啓発を図ります。

〔住民福祉課〕

## 第8章 地域福祉ネットワークの形成

### 施策展開の考え方

これまでも社会福祉協議会、ボランティアセンターを中心にボランティア活動の推進に努めてきました。

障がいのある人が住み慣れた地域でともに生活し活動していくためには、障がいのある人も含めた住民、事業所など、すべての人々がそれぞれの役割を分担し、ともに力を合わせていく必要があります。

こうした視点からも、町ではボランティア活動等への支援を行っていますが、今後の地域福祉において住民活動やボランティア活動は地域づくりの大きな担い手として期待されています。

住民との協働による地域福祉を実現するため、地域ぐるみで障がいのある人の支援を可能にするような地域ネットワークづくりに努めていきます。

### 施策の展開

#### (1) ボランティア活動の推進

##### 【第3期実施状況】

ボランティアセンターでは誰もが参加しやすいボランティア活動を目的に毎年6月に「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」を実施し、多くの町民の方に参加をいただいています。

また、毎年実施しているふれあい交流会事業では、身体が不自由で思うように外出できない高齢の方を対象に家族やボランティアの協力を得て、行楽地に出かける事業を実施するなど、地域住民のボランティア活動への理解の促進に努めています。

##### 【第4期実施方針】

障がいのある人の地域における自立支援の確立に向け、その生活を援助するボランティア活動や障がいのある人の社会参加を援助するボランティア活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助するボランティアなど、高齢者を含めた広範なボランティア活動に対する支援充実に努めるとともに、地域住民のボランティア活動への理解の促進に引き続き取り組みます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

#### (2) 福祉ボランティアの育成

##### 【第3期実施状況】

毎年ボランティア研修会を開催し、福祉ボランティアの育成に努めています。

また、児童生徒への福祉啓発事業として、町内全ての小中高等学校へ、ボランティア活動費の援助を行いました。

##### 【第4期実施方針】

障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進するため、福祉ボランティアの育成に引き続き努めます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

### **(3) 社会福祉協議会等との連携**

#### **【第3期実施状況】**

社会福祉協議会、ボランティアセンターと連携し、毎年実施している「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」や社会福祉協議会に委託している高齢者在宅生活支援事業の「配食ボランティア」、高齢者の方々の一人暮らしの安否確認を含めた友愛訪問といったボランティア活動の推進に取り組んでいます。

#### **【第4期実施方針】**

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動等を推進していきます。

また、民生委員児童委員や相談室フロイデ等との連携を促進し、障がいのある人と地域住民との連携役として、その活動の充実を促進します。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

### **(4) 地域のネットワーク化の促進**

#### **【第3期実施状況】**

町内の福祉・医療等の機関との連絡ネットワークを形成し、地域課題などについて情報共有を図っています。

#### **【第4期実施方針】**

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり、地域ぐるみの福祉コミュニティづくりを推進するため、地域住民や自治会等の自主組織、住民活動、ボランティア団体、事業所などとのネットワークづくりを引き続き推進します。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕



# 資 料 編

# 1 計画策定の経緯

|                     |                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年7月21日           | ◆令和3年度第1回壮瞥町障がい者地域自立支援協議会<br>・第4期壮瞥町障がい者計画策定に係るスケジュール及びアンケートの実施案等についての説明と協議 |
| 令和3年8月1日～<br>8月31日  | ◆第4期壮瞥町障がい者計画策定に係るアンケート調査の実施                                                |
| 令和3年9月1日～<br>11月30日 | ◆アンケート回答のとりまとめ及び計画素案作成                                                      |
| 令和3年12月14日          | ◆令和3年度第2回壮瞥町障がい者地域自立支援協議会<br>・第4期壮瞥町障がい者計画策定に係るアンケート結果報告、計画素案の検討            |
| 令和4年2月1日～<br>2月22日  | ◆パブリックコメントの実施                                                               |
| 令和4年3月3日            | ◆令和3年度第3回壮瞥町障がい者地域自立支援協議会（書面審議）<br>・第4期壮瞥町障がい者計画案のとりまとめ                     |

## 2 壮瞥町障がい者地域自立支援協議会

### 委員名簿

| 役 職 | 所 属                       | 氏 名     |
|-----|---------------------------|---------|
| 会 長 | NPO法人サポートセンターたつか一む 副理事長   | 斉 藤 智 章 |
| 副会長 | 医療法人社団倭会 三恵病院 医療福祉課医療相談室長 | 成 田 昭 仁 |
| 委 員 | 身体障害者福祉協会壮瞥支部 副支部長        | 大 塚 久   |
|     | 壮瞥町地域活動支援センター・ノンノ センター長   | 萩 原 亮 一 |
|     | NPO法人さらら壮瞥 管理者            | 坂 爪 ル リ |
|     | 壮瞥町民生委員協議会 民生委員児童委員       | 千 田 愛 子 |
|     | NPO法人ふれんず 代表理事            | 伊 藤 直 行 |
|     | 合同会社自然農業社 代表社員            | 小 田 大 介 |
|     | 相談室フロイデ 室長                | 千 葉 裕 子 |

### 3 アンケート調査結果

#### (1) 調査の目的

本調査は、障がいのある人等を対象に、住まいや仕事、地域社会へのニーズなどを把握し、第4期壮瞥町障がい者計画作成のための基礎資料として実施しました。

#### (2) 調査の実施内容

○調査時期 令和3年8月1日から令和3年8月31日

○調査対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証交付者

○調査数 229人 内訳 身体障害者手帳 149人  
療育手帳 22人  
精神障害者保健福祉手帳 24人  
自立支援医療費（精神通院） 27人  
障がい福祉サービス利用者 7人

○調査方法 郵送方式による調査

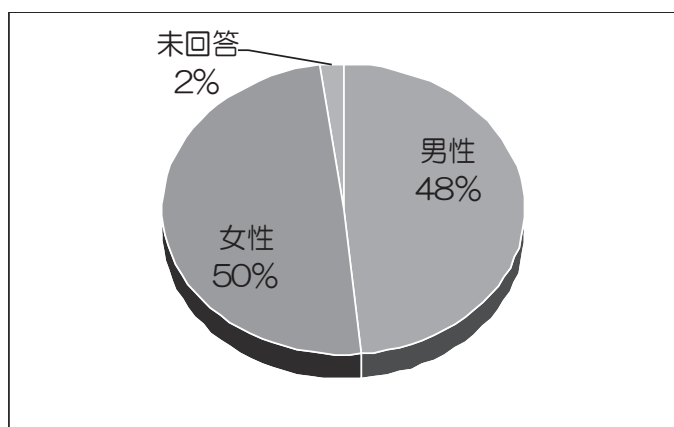
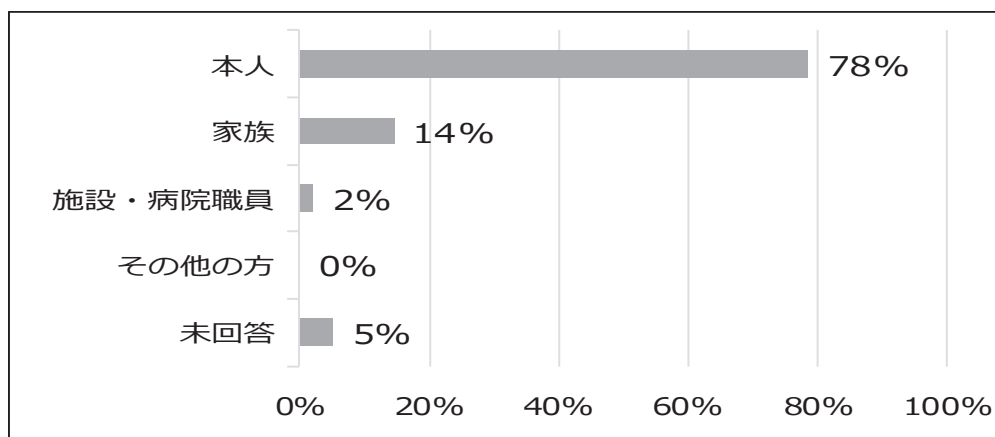
#### (3) アンケート回収結果

| アンケート配布数 | アンケート回答数 | 回収率   |
|----------|----------|-------|
| 229      | 97       | 42.4% |

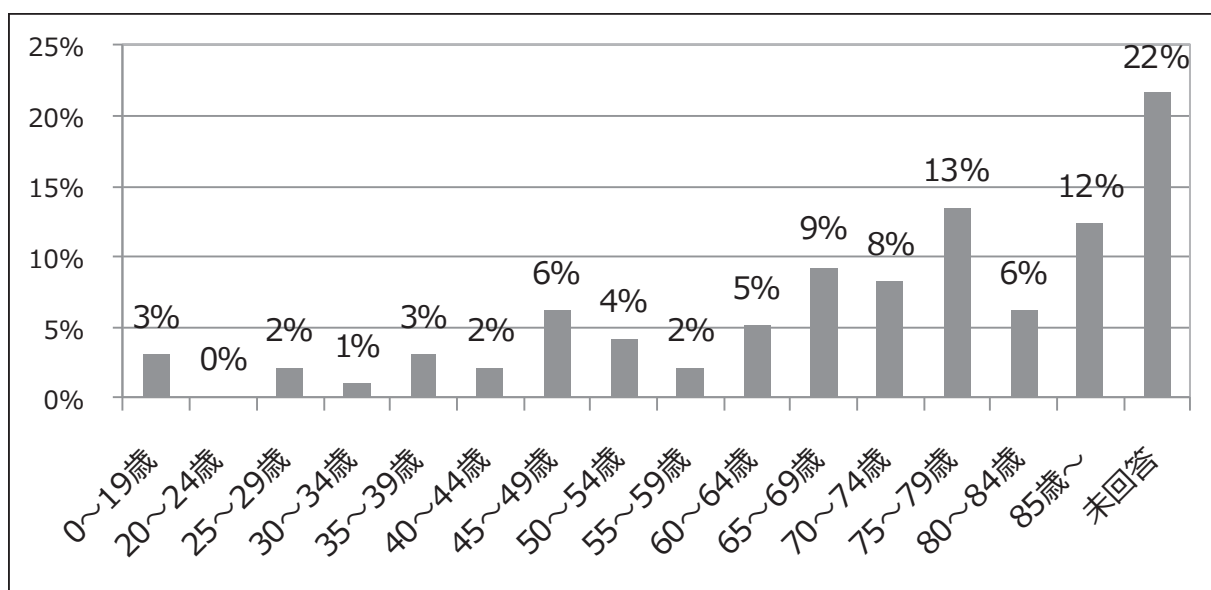
## (4) アンケート結果

### ①アンケート回答者について

アンケートに回答した方のうち「本人」が78%、「家族」が代理で回答した方は14%となっています。

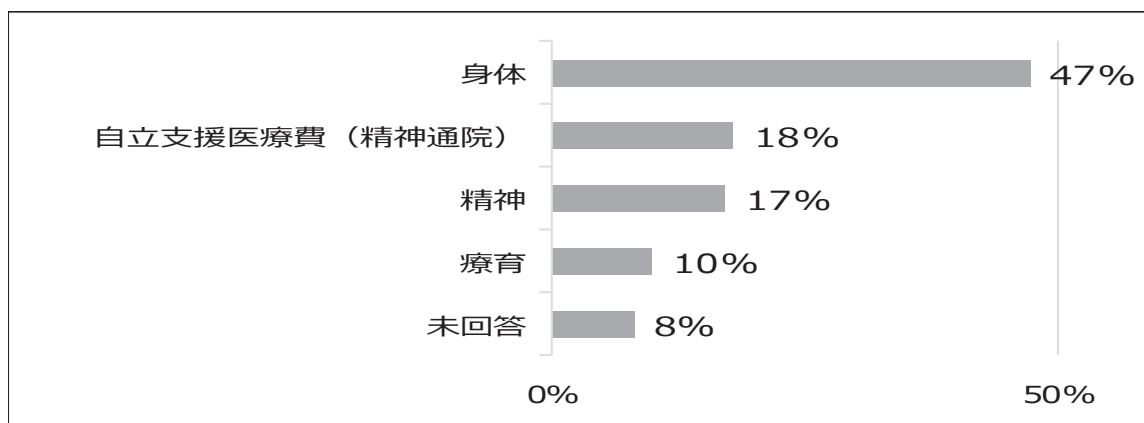


回答者の男女の比率は、同等程度であり、また65才以上の回答者が全体の約48%と半数を占めています。

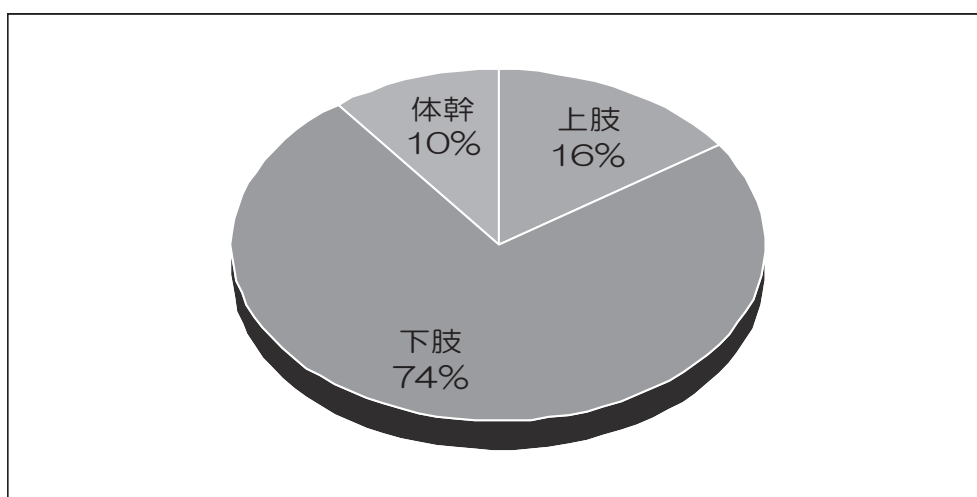
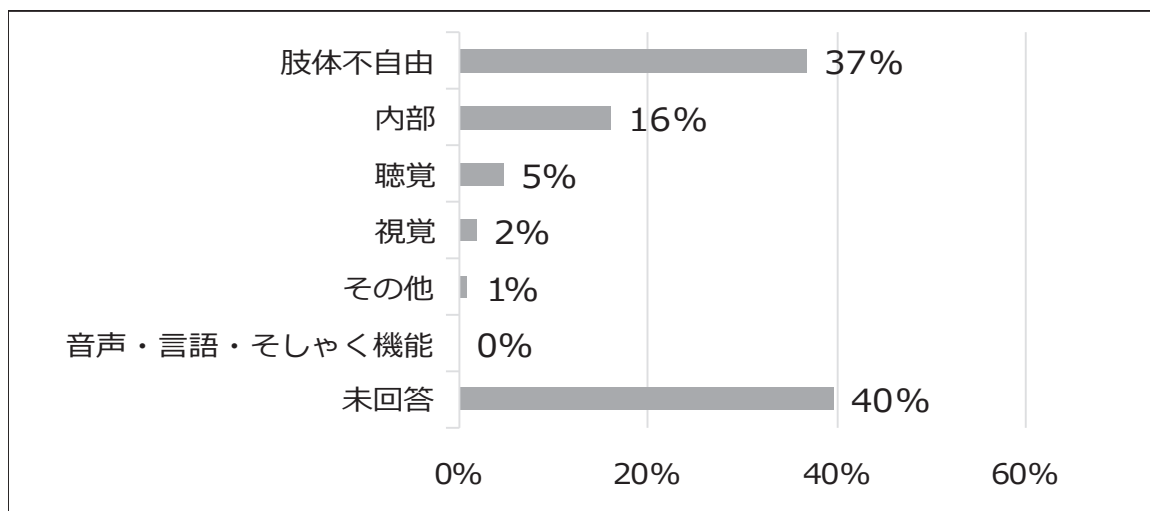


回答者 97 人のうち、身体障害者手帳所持者が 47 %、療育手帳所持者が 10 %、精神保健福祉手帳所持者が 17 %、自立支援医療費（精神通院）受給者が 18 %となっています。

身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者の数は減少傾向ですが、精神保健福祉手帳と自立支援医療費（精神通院）受給者証を所持している方は、増加傾向にあります。

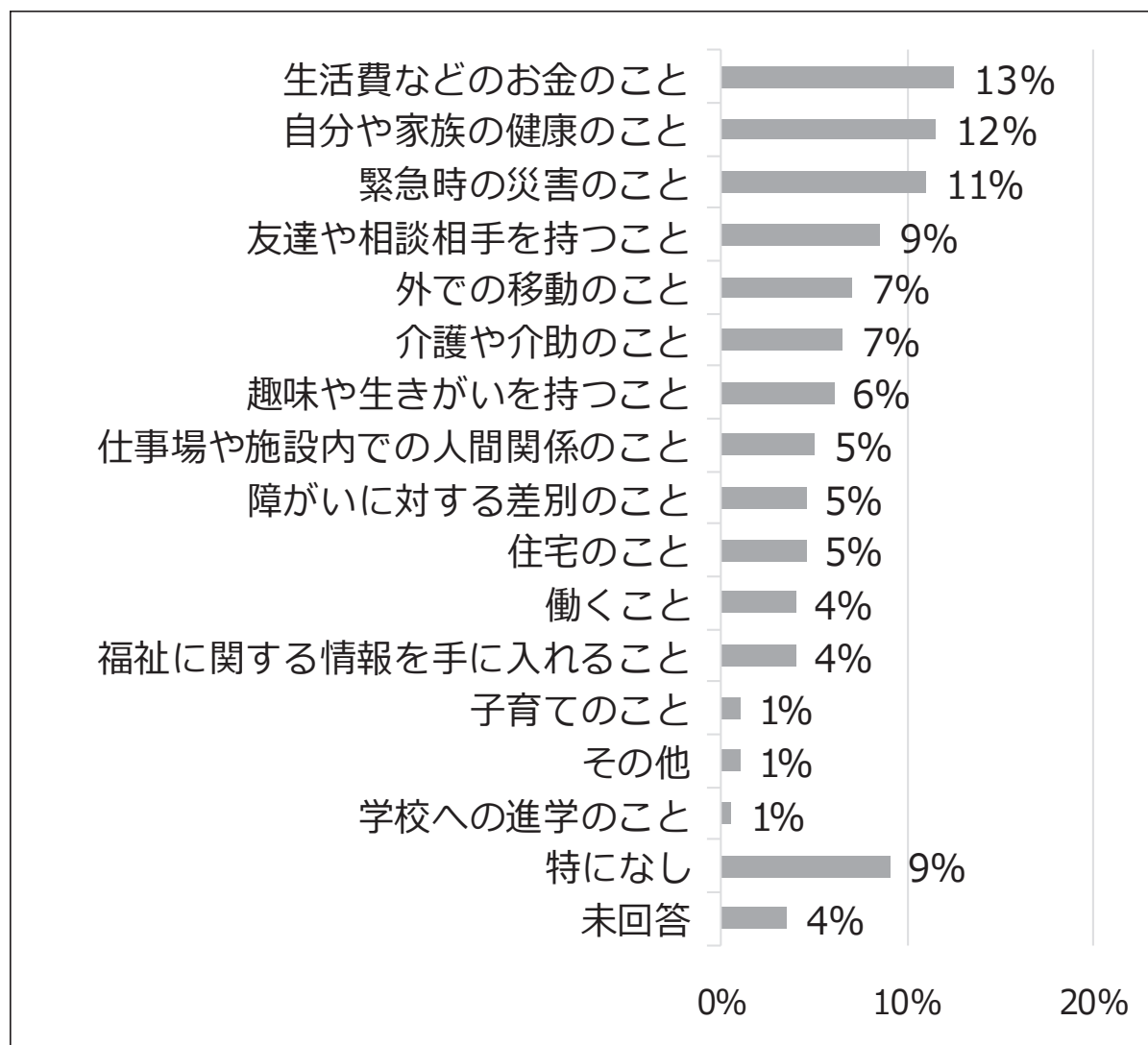


肢体不自由の部位については、下肢障がい者が 74 %となっています。

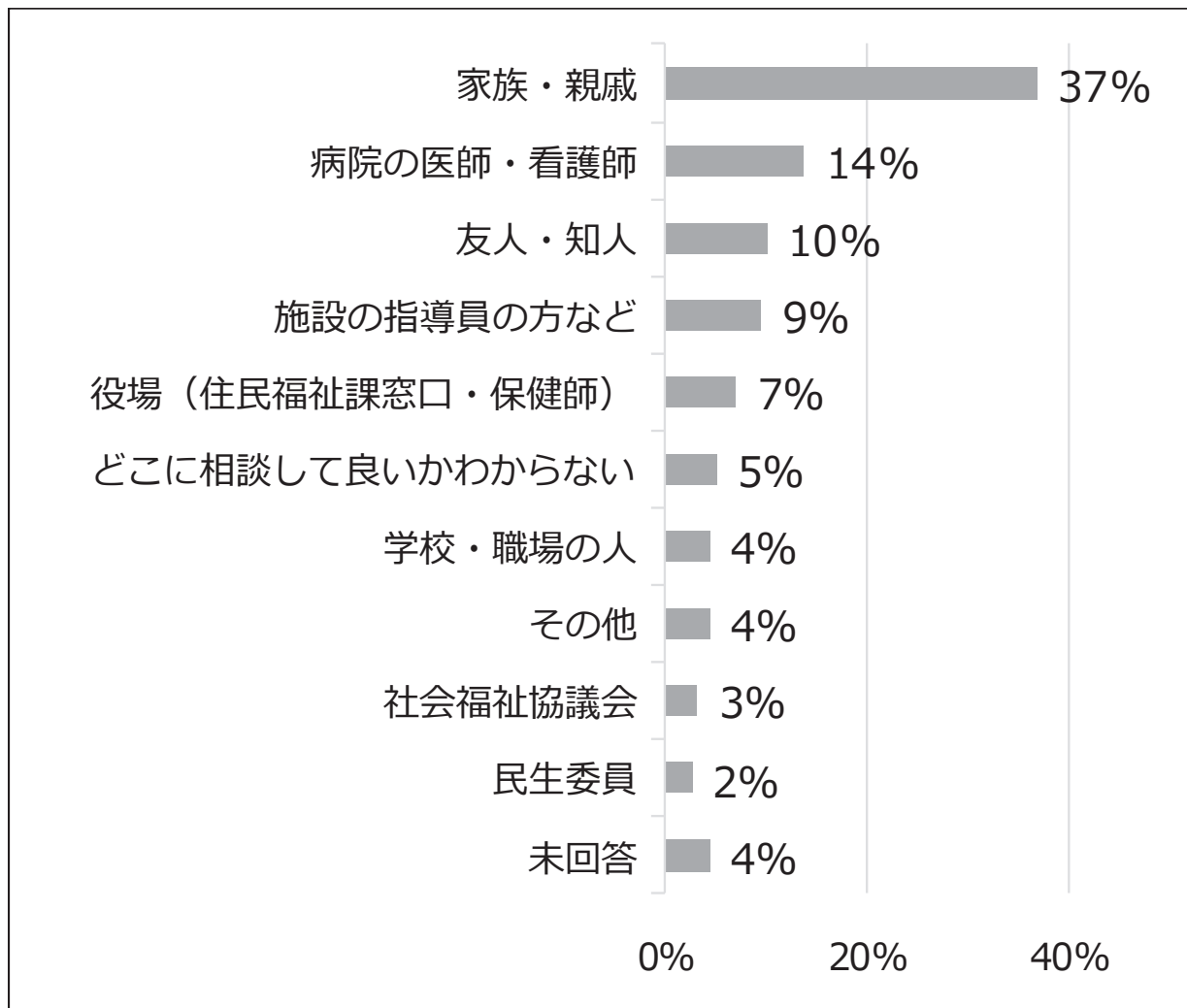


## ②相談情報提供について

「悩んでいることや相談したいこと」については、「生活費などお金のこと」が13%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が12%、「緊急時の災害のこと」が11%となっています。

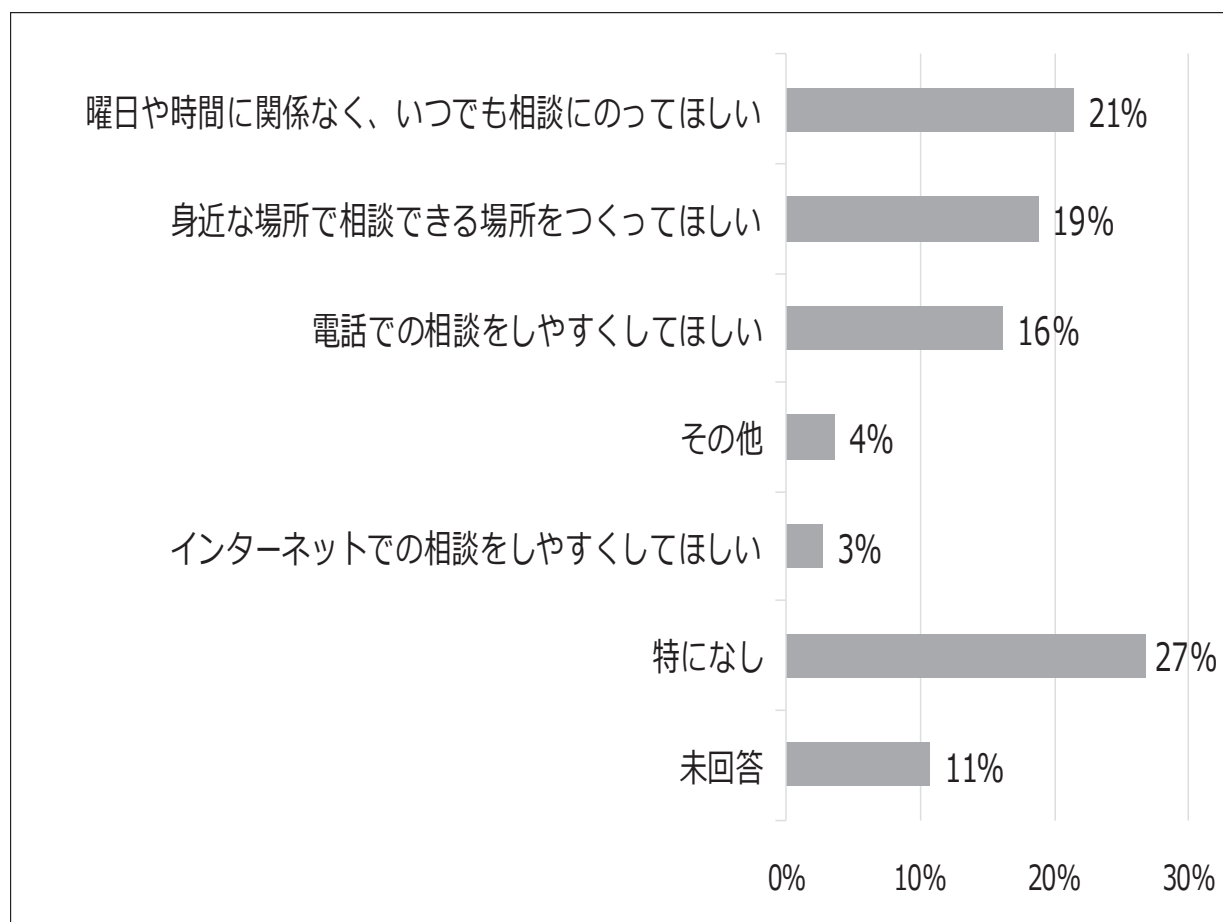


「悩んでいることを相談する相手」は、「家族・親戚」が37%と回答率が高く、次いで「病院の医師・看護師」が14%、「友人・知人」が10%となっています。



- その他の回答
- ・ケアマネ
  - ・相談室フロイデ
  - ・相談しない

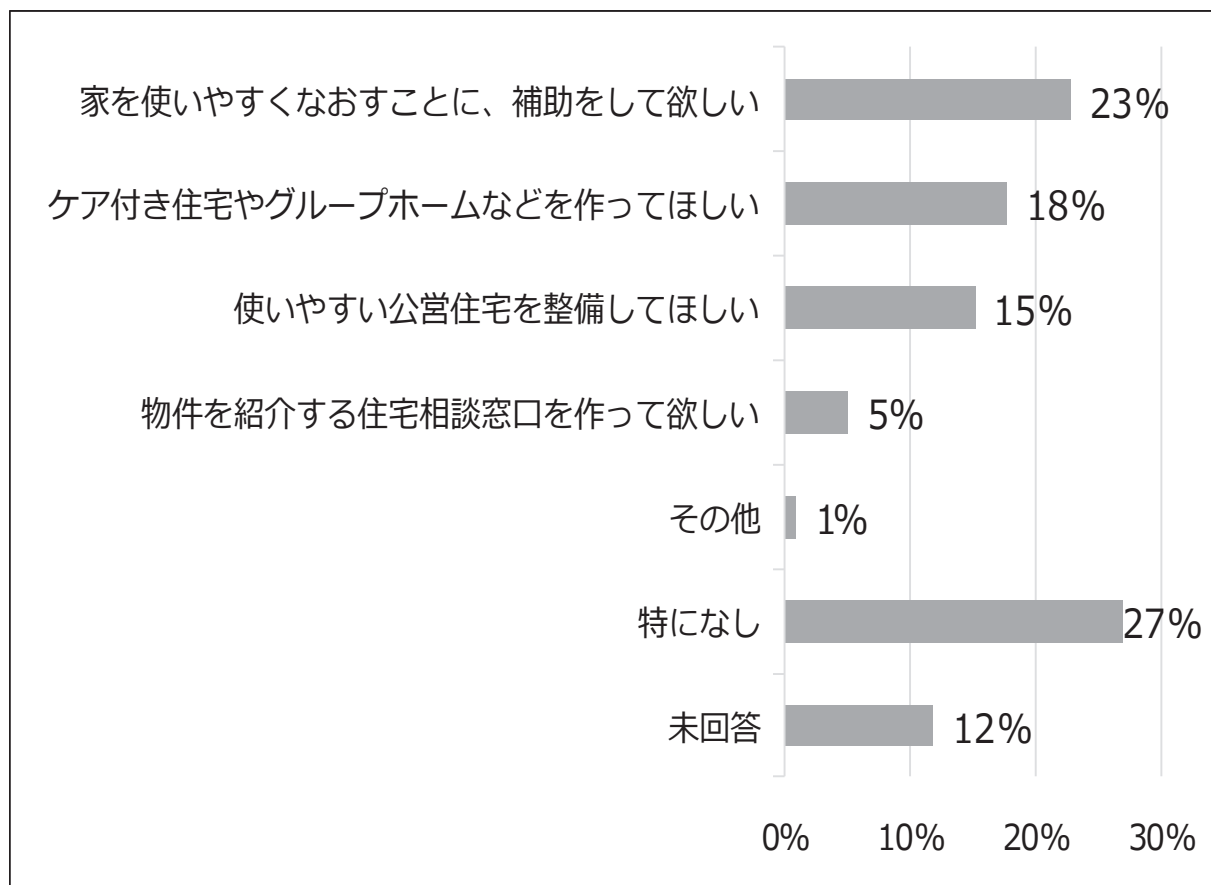
「相談しやすくなるために必要なこと」としては、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談にのってほしい」が21%、「身近な場所で相談できる場所をつくってほしい」が19%となっています。



その他の回答      ・紙に記入して投稿

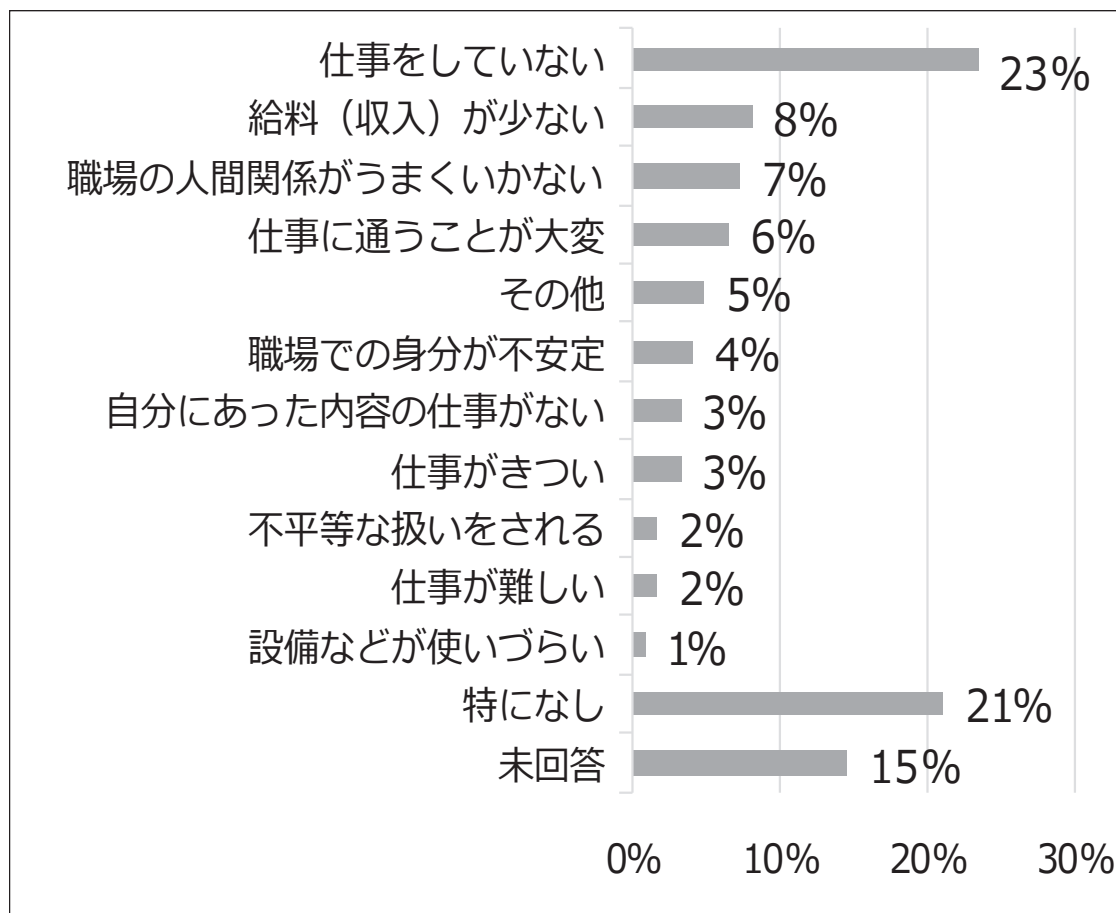
### ③住まいについて

「町の住宅対策として今後特に望むこと」については、「家を使いやすくな  
おすことに、補助をして欲しい」が23%、「ケア付き住宅やグループホームな  
どを作ってほしい」が18%となっています。



#### ④仕事について

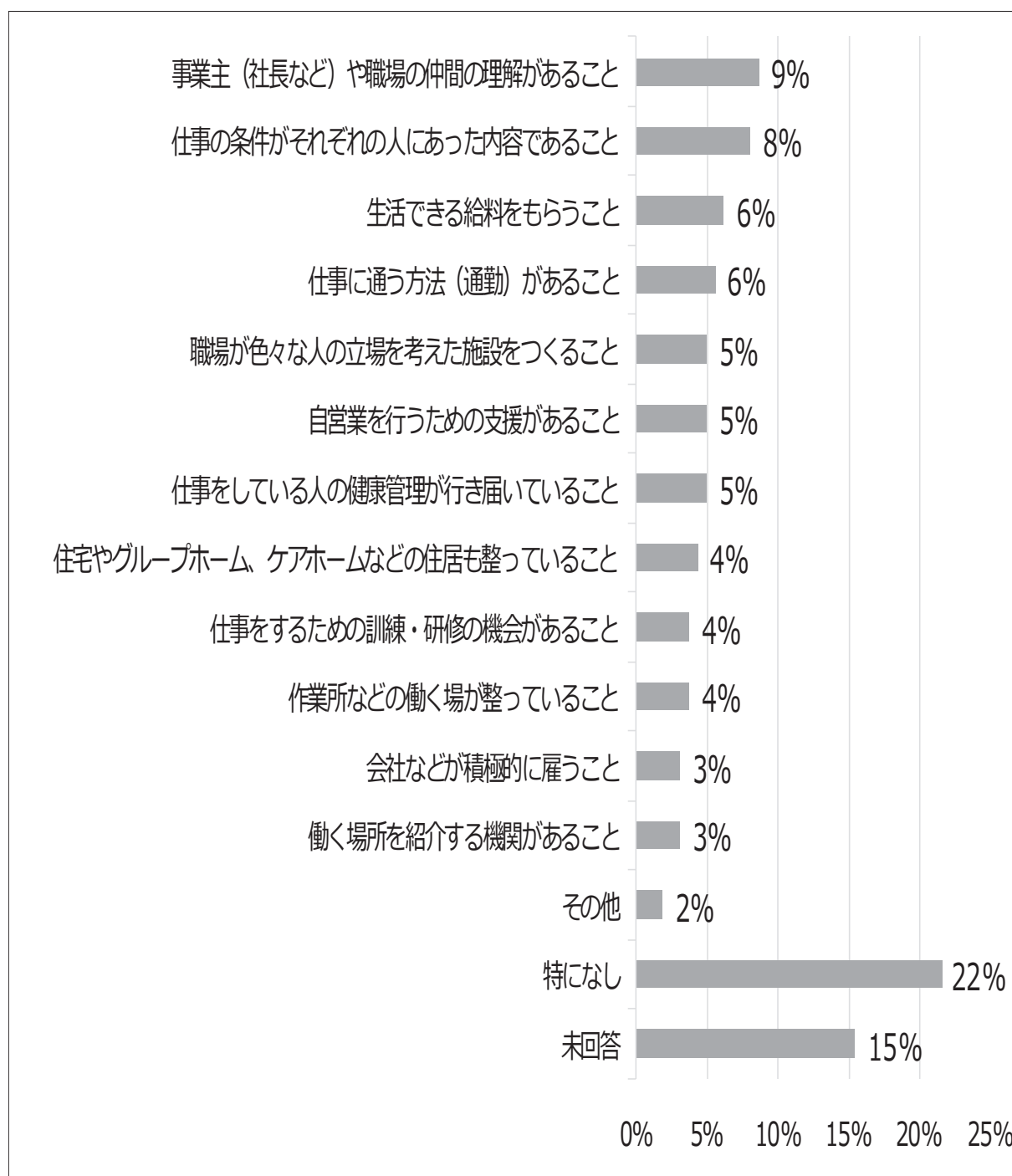
「仕事をしていて不安や不満を感じる事」については「給料（収入）が少ない」が8%、「職場の人間関係がうまくいかない」が7%となっています。



その他の回答

- ・思うように体が動かない。
- ・不安や不満を言い出したらきりが無い。

「あなたが働くために必要だと思うこと」については、「事業主（社長など）や職場の仲間の理解があること」が9%、次いで「仕事の条件がそれぞれの人にあった内容であること」が8%となっています。障がいの理解を求める意見が多い結果となりました。

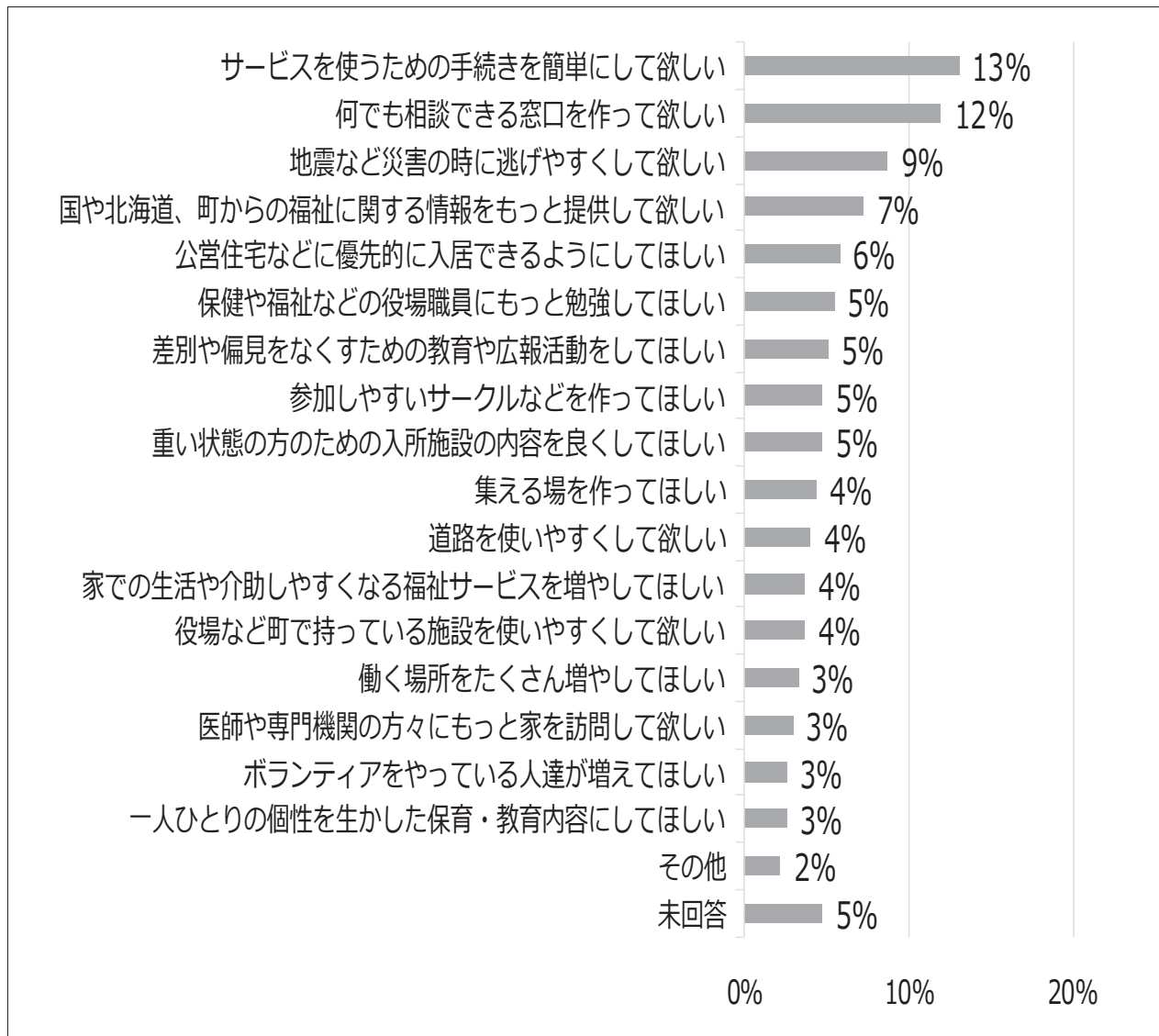


その他の回答

- ・現在、働くのは厳しい。
- ・ジョブコーチや就労支援（就労後）等を充実すること。

## ⑤地域社会について

「暮らしよいまちにするために必要だと思うこと」については「サービスを使うための手続きを簡単にしたい」が13%と最も多く、次いで「何でも相談できる窓口を作りたい」が12%でした。また、「地震など災害の時に逃げやすくしたい」が9%と前回調査から増加しており、災害時の対応策やその周知が求められています。



その他の回答

- ・家の前の道路（町道）がデコボコです。
- ・特になし。
- ・ヘルパーをもっと増やしてほしい。
- ・児童クラブなどが、もう少し障がい者の受け入れをしやすくしてほしい。

## ○回答者からいただいたご意見

- ・定期的に心理カウンセラーが家を訪問してほしい。
- ・係の人がやさしい言葉で受けてほしい。言葉がありましたが、出来ませんが多そうですね。もう少し一緒に考えましょう等があれば窓口に行きやすい。
- ・本町役場に出向く時は、困った時、不明点等しか行きませんが係の人は必ずわかりません、出来ませんのシャットアウトの様な言葉多く、心を痛めて帰宅します。どうして一緒に考え何か方法は？と思って頂けないのでしょうか。住み良い壮瞥となるには、窓口である役場スタッフの方々からの一歩であつたら常に思います。
- ・100円タクシーをもっと使いやすくして欲しい。例えば時間の制限を余裕あるように。
- ・伊達や室蘭の病院への通院の際、タクシー代を半額補助して欲しい。
- ・病気を持っている人も仕事ができる職場が必要。
- ・差別か偏見か病気を持っている人も安心して生活していける環境は、社会の中に必要性を強く感じます。
- ・コミュニティタクシーを買い物にも使えるようにしてほしい。
- ・できるだけ自分自身で生活ができたらいと思っています。久保内に住んでおりますが、食材が手に入りづらい。食材のお店があるといいなあと思います。
- ・通院以外で使える交通（コミタクのようなもの）。
- ・発達障がい、知的遅れ、自閉症やADHD、学習障がいなど脳機能の障がいを持つ子どもは30人のクラスに1～2人はいるとい時代です。なので壮瞥の保育所にも毎年1～2人はいるとい計算になります。発達障がい児にとって、最も大切なことは「早期発見、早期療育」です。特に未就学時期にこれらが必要になってくるが、唯一の保育場所であるそうべつ保育所に障がい児に特化した先生、保育者がいないのが、今の問題だと考えます。現に障がいがあるゆえに保育者が足りない理由で保育所に入れず、さらには地域の学校に通えないお子さんがいます。この子がもし早期療育がきちんとされていれば、もしかしたら地域の学校に通えたかもしれません。それくらいその子の人生を左右する大事なことで、いことをもっと知ってほしいです。保育士募集をかけるときに、障がい児保育を専門とする先生を雇い、そうべつ保育所を障がいの有無に関係なく誰でも安心して入れる、地域にやさしい場所にしてほしいです。

・ こういうアンケートに答えても何が反映されていて、壮瞥町でどういう動きをしているのかよくわからない。アンケートを頼むのであれば、「今、壮瞥町でこういう動きがあります。」「こういうことが決まりました。」などの返信があるとありがたいです。

・ 買い物も車を出していただけたら幸せです。

・ 移住して一番驚いたのが光熱費の高さ。低所得者が払える金額ではないので、冬だけでも補助がほしい。

・ 田舎だから・・・じゃなくて田舎だからこそその支援のカたちについて考えてほしい。自然豊かでメンタルが安定する要素はたくさんあるから障害者が積極的に住みたいと思う街になったらすごくすてきだと思う。

・ 地震や災害の時、犬と一緒にいる場所がほしい。



・ こういうアンケートに答えても何が反映されていて、壮瞥町でどういう動きをしているのかよくわからない。アンケートを頼むのであれば、「今、壮瞥町でこういう動きがあります。」「こういうことが決まりました。」などの返信があるとありがたいです。

・ 買い物も車を出していただけたら幸せです。

・ 移住して一番驚いたのが光熱費の高さ。低所得者が払える金額ではないので、冬だけでも補助がほしい。

・ 田舎だから・・・じゃなくて田舎だからこそその支援のカたちについて考えてほしい。自然豊かでメンタルが安定する要素はたくさんあるから障害者が積極的に住みたいと思う街になったらすごくすてきだと思う。

・ 地震や災害の時、犬と一緒にいる場所がほしい。

